

調布市少年野球連盟規約

細 則

調布市少年野球連盟

改定 平成27年2月1日

I 理事の業務分担及び会議

1. 理事の実務

- | | | |
|--------------------------|----|--|
| (1) 監査 | 1名 | 会計監査 |
| (2) 用具管理 | 1名 | 倉庫内の用具管理、整理・清掃。物品調達、器具工具、草刈り機の修理（依頼）と備品台帳の作成 |
| (3) 賞状、賞品管理 | 1名 | 賞状の作成、賞品の購入、優勝旗、カップ等の管理 |
| (4) 車関係の管理 | 1名 | ①通行証の管理
②通行に関する注意喚起・周知
③通行に関する指導・チェック
④通行に関するルールの設定・周知
⑤その他駐車場に関すること。 |
| (5) 調布市体育協会主催の会議及び催しへの参加 | | |
| (6) 各種上部大会の運営、役員派遣 | | ①ジャビット大会
②くりくり大会
③J. c o mチャンピオン大会
④赤い羽根大会
⑤シスタージャビット大会
⑥その他連盟が指定する大会 |

2. 会議の投票による議決

- (1) 総会または理事会での議決を投票で行うことが可決された場合、投票の業務管理は書記が1名を選び、その2名で行う。なお、この2名の投票権利は失われない。

II 会費

1. 登録費

- (1) 連盟年間登録費は、1チーム¥20,000とする。

2. 参加費

- (1) 各大会 Aクラス 6,000、Bクラス 4,000、Cクラス 3,000

3. 臨時会費

- (1) 本会の会計に不足が生じ、または特別な行事等で経費が必要となった場合は、理事会の承認を得て、特別に徴収することが出来る。

III 選手の移籍

1. 本人の希望による移籍

- (1) 本人が希望し、両チームの代表者が認めた場合は移籍できる。
ただし、移籍した日より6ヶ月間は、大会に出場できない。
- (2) 本人が希望し、所属チームの代表者が認めなかった場合は、移籍した日より1年間は大会に出場できない条件で移籍を認める。
ただしこの場合は、連盟に届け出て承認を得ること。

2.人数不足

- (1) チームの人数不足により合同で大会に出場する場合は、移籍とはならない。
- (2) 一度移籍した選手の再移籍は認めない。

IV 加盟及び脱退

1. 加盟

- (1) 規約第6章第14条を満たすチームであれば加盟できる。
(チームから新チームが分かれて出来た場合でも同等であるが、細則Ⅲ-(1)の但し書きは適用されない)
- (2) 特別な理由がない限り、規約第六章第14条を満たすチームは、加盟しなければならない。
- (3) 規約第六章第14条を満たすチームが一度脱退し再び加盟する場合は、会長あてに始末書を提出しなければならない。ただし、休部による除籍は脱退ではない。
- (4) 規約第六章第14条を満たすチームであつて、特別な理由によりただちに加盟が困難な場合は、理事会の承認により準加盟チームとして大会に参加できる。
ただし、上部団体への出場はできない。
準加盟チームの年会費、大会参加費については、加盟申請時に理事会で決定する。

V 賞 罰

1.表彰及び感謝状

- (1) 個人またはチームが、他のスポーツにおける活躍、社会貢献活動、他地域における野球大会での活躍した場合、会長から表彰を行う。
- (2) 三役を通算10年以上勤めた者が退任する場合は、感謝状及び1万円相当の記念品を贈る。
- (3) 三役を通算5年以上勤めた者が退任する場合は、感謝状及び5千円相当の記念品を贈る。
- (4) 役員及び理事を通算10年以上勤めた者が退任する場合は、感謝状及び5千円相当の記念品を贈る。
- (5) 役員及び理事を通算7年以上勤めた者が退任する場合は、感謝状を贈る。

- (6) 本会の周年記念事業において、永年に亘り（10年以上）本会に貢献した者に対して感謝状を贈る。
- (7) 前各項以外で本会に著しく貢献した者に対しては、三役で協議して感謝状と五千元相当の記念品を贈る。これは本会の内外を問わない。

2. 処分

- (1) 処分の内容は以下とする。

◆個人

- ①除名
- ②連盟内活動停止（1か月から1年）（ユニフォームを着用しての指導を禁止）
 - ・チーム内の活動も含む
- ③大会出場の停止（1か月から1年）
- ④文書注意
- ⑤口頭注意

◆チーム（各クラス登録チーム単位）

- ①大会出場の停止（1か月から1年）
- ②対外試合の禁止（1か月から1年）
- ③文書注意
- ④口頭注意

- (3) 異議の申し立て

- ① 処分を受けた該当者又はチーム関係者及びチームが、その処分に異議を申し出た場合は、理事会で審議しなければならない。なお、この時の議長は、理事から選出する。
- ② 異議申し立てが連盟以外になされた場合は、異議申し立てと認めない。
 - ・第三者による申し立て及び匿名による申し立ても同様とする。

VI 大会参加費、交通費、会議費、審判手当等

1. 大会参加費等

- (1) 上部団体における大会参加費については、出場するチームの負担とする。
ただし、東京都軟式野球連盟が主催する大会で一定の成績を残し、東京都軟式野球連盟が推薦して参加する大会への参加費については、本会の会計から支出する。
- (2) 本会が主催する大会の会場費（有料会場を使用する場合）
- (3) 交通費
 - ①東京都代表で出場するチームの交通費は、その半額を支給する。
 - ②本会が参加する上部大会で、役員となっている場合で、会議及び開会式等に参加する場合は、調布駅を起点として会場までの電車代を支給する。

ただし、会議等の会場が調布市内の場合は、支給しない。

(4) 会議費

- ① 本会が参加する上部大会及び本会が指定する他地域との交流大会において、大会の会議に参加する場合で引き続き交流会が行われる場合は、2,000円を超える部分を本会の会計から支出する。
- ② 外部団体、他連盟の周年行事の招待に伴う参加費については、全額本会の会計から支出する。
- ③ 運営委員会の会議費は、1チーム1人1,500円までとしそれ以上は、自己負担とする。
- ④ 上記③以外の会議は、茶菓子程度とする。

(5) 出張旅費

- ① 会議、研修等の出張旅費は支給しないものとする。ただし宿泊を伴う場合は、限度額を10,000円とし実費を支給する。
- ② 東京都代表で出場するチームの宿泊費は、その五分之一を本会計から支出する。ただし国内に限る。

(6) 審判手当

- ① 本会が認めた上部団体及び選抜チームが参加する大会に審判員として調布市外に出張する場合の審判手当は、一人当たり3,000円とする。
(調布市内で行われる場合は、2,000円とする)
ただし昼食が支給される場合は、1,000円減額とする。

Ⅶ 慶弔費

1. 慶弔費

(1) お祝い金

- ① チームが都大会で優秀な成績を残した場合は、祝い金を贈る。
選抜チームが参加する都大会も同様とする。
 - ・ 優勝 三万円、準優勝 二万円、第三位 一万円
- ② チームが全国大会で優秀な成績を残した場合は、祝い金を贈る。
 - ・ 優勝 十万円、準優勝七万円、第三位 5万円
- ③ 連盟が認めた上部大会で優秀な成績を残した場合は、祝い金を贈る。
 - ・ 優勝 二万円、準優勝一万円、第三位 5千円
- ④ 個人の表彰
 - ・ 本会の会員が公的機関より特別な表彰を受けた時は、5千円相当のお祝い品を贈る。
 - ・ 本会の会員が上部団体より特別な表彰を受けた時は、5千円相当のお祝い品を

贈る。

- ・前記各項において、永年在任等の表彰は適用されない。

(2) 香典

- ①役員及び理事（各チームの代表者を含む）が逝去した場合は、供花及び弔電と香典1万円を供する。
- ②本会への貢献が著しいと思われる者が逝去した場合は、三役で協議し決定する。
- ③役員、理事及び本会への貢献が著しいと思われる者の親族が逝去した場合は、三役で協議し、供花または香典を供する。